

神戸地方裁判所委員会（第30回）議事概要

1 日時

平成28年2月8日（月）午後3時から午後5時まで

2 場所

神戸地方裁判所第1会議室

3 出席者

（委員）

池澤憲司，瀬川均，武谷真名，田中裕子，玉森たりほ，丹本陽，陳來幸，長井秀典，中邨清一，中本敏嗣，野口勝久，野崎弘，松山秀樹，山野由美子（五十音順，敬称略）

（オブザーバー）

倉成章（第2刑事部裁判官）

（庶務）

藤木義裕（事務局長），笹井卓（民事首席書記官），新津隆弘（刑事首席書記官），藤井徹（事務局次長），吉川和伸（事務局次長），泉水誠（刑事次席書記官），東山裕実（刑事次席書記官），安達正広（総務課長），松田栄司（総務課課長補佐），長野香織（総務課庶務第一係長）

4 議事

(1) 委員の交替（退任委員，新任委員及び再任委員の紹介）

退任委員として平成27年7月31日付け杉本直己委員，麻田光広委員，同年10月31日付け南部真知子委員，野原神川委員，同年11月29日付け増田耕兒委員，平成28年1月1日付け山下郁夫委員長，新任委員として平成27年8月1日付け山野由美子委員，松山秀樹委員，同年11月1日付け武谷真名委員，田中裕子委員，同年11月29日付け長井秀典委員，平成28年1月1日付け中本敏嗣委員，再任委員として平成27年8月1日付け玉森たりほ委

員の紹介があった。

(2) 委員長の選任

中本敏嗣委員が委員長に選任された。

(3) 前回のテーマ（女性登用拡大の取組）に関する報告（安達正広総務課長）

前回の委員会後の女性登用拡大に関する取組について、研修において、女性職員のキャリア形成への意識を醸成する講義を行ったほか、男性職員の意識を変化させることを目的とした講義を行い、また、管理職選考受験を働きかける中で、上司であるOJT担当者と人事担当部署が連携し、個々の職員に応じたきめ細やかな働きかけを行った旨の説明があった。

(4) 刑事裁判における被害者保護制度について（倉成章裁判官）

刑事裁判における被害者保護制度が整備された経緯、概要、基本的な考え方、神戸地裁での運用の現状について説明があった。

(5) 神戸地方検察庁における被害者保護に関する取組（野口勝久委員）

検察庁の取組としては、全国の検察庁に被害者ホットラインを設けて相談に対応しているほか、出廷時の付添いや記録閲覧、関係機関の紹介を行っていること、また、被害者通知制度を設け、被害者又は遺族に対し加害者の処分結果、刑務所での処遇等を通知していることの説明があった。

(6) 兵庫県弁護士会における被害者保護に関する取組（松山秀樹委員）

兵庫県弁護士会では無料面談法律相談を毎週実施し、被害者保護に精通した弁護士の紹介をしているほか、各種費用の立替えを行っていること、被害者の相談に乗る際に二次被害を生じさせないよう会員向けの研修を行っていることなどが説明された。

(7) 101号法廷において運用状況（遮へい、ビデオリンク）を見学

(8) 刑事裁判における被害者保護の取組についての意見交換

（◎は委員長，○は委員の発言）

○ 議論の参考に、行政側の犯罪被害者への支援について紹介する。

平成16年に犯罪被害者等基本法が制定され、地方公共団体の責務として国と役割分担して地域の実情に応じた施策を展開することとされ、当市でも、平成25年4月に犯罪被害者等支援条例が制定された。

当市は、犯罪被害者やその家族が相談する総合相談窓口を保健福祉局に開設している。また、公益社団法人である兵庫被害者支援センターと連携しながら付添い等の支援をし、支援金や住宅確保等も、条例に基づき行っている。

条例の理念は、犯罪被害者の環境を整え、裁判に出席しやすくするなど配慮してもらうために、犯罪被害者に対する市民の理解、事業者の責務といった、広い意味で社会への啓発である。また、被害に遭われた方へのケアに関する講座を専門家を招いて開催している。

このようにして、被害者が裁判に関わりやすい環境を社会全体で作りに上げていくことが行政側の大きなテーマとなっているが、現在のところ、総合相談窓口については利用者の数がまだ少ないので、引き続き啓発していかなくてはならない。先ほど裁判所から説明があった工夫点等を犯罪被害者等に知ってもらうことにより、より利用してもらう頻度が上がるだろうと説明を聞いていて感じた。

◎ 行政の方でも色々な取組をされていると分かったが、それを踏まえ、裁判所、検察庁、弁護士会のそれぞれの運営等をどう感じたか聞きたい。

○ これまで加害者側の権利とか人権が強調されてきた中、一方で被害者の権利を守ることは時代の流れであるし、今後ますます求められると思う。それらに真摯に取り組んでいると思った。実は私どものところにも電話で自分又は知り合いが事件に巻き込まれたとの情報が来る。電話の相手が何を望んでいるのか自分たちには分からないから、真偽も不明であるため、警察、消費者センター等に相談してみてくださいと答えている。今日聞いた窓口相談の対象としている犯罪被害者とは、刑事事件として立件された犯罪の被害者か、犯罪行為ではないかと自分で感じている方も含まれるのか。

- 検察庁では、被害届を出しておらず、話を聞いてみないと刑事事件の被害者になり得るかどうか、その人が抱えている問題が刑事事件として扱うのがふさわしいかも分からない人の電話相談等も受けている。そういう意味では、犯罪が立件されていない人も含んでいると言える。
- 弁護士会で行っている相談も同じように、事件として立件されていなくても、被害に遭ったがどうすればいいかなどの相談も含めて受け付けている。
- ◎ 裁判所では、刑事裁判になったものを対象としている。
- 検察官委員から刑務所に入った人の出所時期などを再犯防止の意味も含めて被害者側に通知をすると説明されたが、被害者側の証人に対しては通知をしているのか。
- 通知をする範囲や事項等は、被害者本人とそれ以外の人で若干範囲が違っていたと思う。これは法律に基づく制度ではなく、法務省が独自に行っている制度であり、被害者本人とそのほかの方に対し通知する範囲について検討された上での法務省としての制度であるためである。
- ◎ 法廷での遮へいやビデオリンクを実際に見てどんな感想を持ったか。
- 遮へいの点について、被害者が入廷する時も見えなくするということだが、傍聴人を排除することは公開の原則から難しいだろうが、傍聴人は全員別室でビデオで見るような形にすれば、遮へいが可能で、かつ証人や被害者のプライバシーを保護できるのではないかと感じた。
- 裁判は公開の法廷で行わなければならないという憲法の原則に適うかどうかである。議論すれば別に方法があるのかもしれないが、現段階では単に証人尋問の様子が見られたら公開されているというようには理解しておらず、その場で手続の全体が国民の目に見える状態になっていることが必要であり、裁判官としては、それでは公開したことにならないと考える。
- 法廷での証人の位置について、テレビで見ていると、被告人の弁護人が証人を追い込むシーンがあるが、その際の距離感の問題である。証人が中央にいな

くて良いなら、味方である検察側に近づけ、被害者と加害者側との間にガラス板等を置いて距離を置けば安心感が出ると思う。パーテーションは最初から作っておけばいいし、裁判官から表情が見られ、被告人からは遠い位置にガラス張りで置けばいいと感じた。

- ◎ 最初からガラス張りの場所を作っておいて、そこに入ってもらえるようなイメージか。
- 証人が入廷する際もパーテーションを立てて入廷すると聞き、原始的だと思った。ドアを開けてすぐにガラス張りの場所があればすんなりいくのではないか。距離もあるので、被告人が小声で何か言っても聞こえないような距離感も必要ではないかと感じた。
- 私の経験でも、たまに証人を若干検察官側に寄せてくれと検察官から言われることがある。
- 私も実際にこれまで経験があり、どうしても証人が被告人が近いと心理的に圧迫を受けるので、証言席を少し被告人側から離してほしいと言われ、裁判官に配慮してもらったことがある。個々の事件で裁判官に臨機応変に配慮してもらっていると思っている。
- 検察官に近づけると、弁護人から遠くなるが、弁護人としてはどうか。
- 弁護人として反対尋問する際に、自分の席ですることになれば、証人に近づいてすることもある。座る位置の問題もあるが、いろいろな物を示したりする際には近づかなければならない。弁護人としては、きちんとした尋問をするためには証人の表情も確認しなければならないこともあるので、弁護人としては現在の位置が比較的尋問しやすいと思う。ビデオリンクの方法もあり、その点については、検察官も弁護人も同じである。
- 初歩的な質問だが、今話をされている証人とは被害者でないことが多いのか。
- 今日のテーマが被害者支援なので、被害者の証人であり、検察官側の証人という前提で皆さんは話を進められていると思う。当然、証人の中には、例えば

アリバイの証人，被告人の親御さんの情状証人など弁護人側の証人も実際にはある。

- その場合に女性として関心が高いのが，DVである。私は裁判に立ち会ったことがないが，実際に被害に遭った女性達は赤裸々に問い詰められるものなのか。
- これは，検察側の証人として被害者が実際にあったことを証言し，それに対して弁護人が被告人の立場に立って，証人の証言が真実かどうか法廷で明らかにするのが弁護人の仕事であるから，証人の言っていることが本当かどうか明らかにするための質問はする必要がある。その意味では，証人にとってはかなり辛い質問を受けてもらわなければならないこともある。
- そうなると女性は心理的に検察側の近くに行きたいと思う。被害者の女性がどの位置で証言できるのか聞きたい。また，被告人は必ず同席しないといけないのか，被告人をどこかに移すことはできないのか。
- 法律上は被告人退席という制度もあるが，最後は被告人も同席で終わらなければならない。被告人が退席中にどんな証言がされていたか，被告人に分かるように最後はしなければならぬため，その制度を利用しても証言の最後には被告人は戻って来ることとなり，ずっといないことはできない。
- 証人が証言している時に，被告人に聞かれずに済むという措置もあるということか。
- 制度はあるけれども，検察官からもあまり要望されない。
- おそらく要望していないと思う。被告人の反対尋問権が憲法でも保障されているので，私自身はその制度を利用したことはない。
- ◎ 被告人の法廷での立会いの権利，被告人がいないと裁判が開けないことと，被告人が防御する権利があるので，それを重視しなければならないという大事な問題と，性的犯罪の被害者等の方が法廷に来たくない，あるいは話したくない，来てもらえたとしてもどう保護するかのバランスや兼ね合いがなかなか難

しいことを、おそらく弁護士、検察官、裁判官の皆さんはこれを考えていると思う。そこで、先ほどのビデオリンクや遮へいという様々なものを裁判所の工夫として考えているが、それについてはどうか。

- 自分が被害者になった場合に一番に接するのは警察であろうが、先ほど皆さんから説明された相談窓口は警察官に尋ねれば教えてもらえるのか。
- 基本的に警察の捜査には検察官も関与していて、随時捜査状況の報告を受けながら捜査を進めている。その捜査の中で当然に被害者自身の不安、要望等についても警察から検察官に報告があるし、検察官自身も裁判を始める前に被害者から事情聴取をするので、その中で検察官自身が直接被害者から不安、要望を聞く場合もあって、その中で、ビデオリンクや遮へいのような制度についても、検察官から被害者にきちんと説明をするようにしているので、何も知らないまま裁判が始まって法廷に呼ばれてどうしようかと困ることにはならない。
- 先ほどの検察官からの説明では、ホットライン等の支援があるとのことだが、それは全ての被害者に伝えられていると考えていいのか。
- そもそも既に立件されて警察で捜査を始めているという場合には、悩み事があれば警察に相談すれば、検察庁に連絡されるし、警察も検察庁に被害者支援制度があるのは知っているので、必要があれば当然教えてくれる。捜査のどの段階でも、それぞれの機関に被害者をサポートする部署があり、横の連携も進んでいる。
- 今の質問に関連する意見であるが、今日配られている様々な資料は、それぞれ大変丁寧に親切にまとめられている。私も色々なケースを見てきたが、一番分かりやすいケースで考えると、働き盛りの会社員の男性が凶悪事件の被害者になって、例えば路上で殺害されたとする。そうすると被害者の奥さんにとっては旦那さんがいないと明日からどうして生活すればいいのか分からない混乱した状態になる。特に社会的に弱い立場の人の方が、より混乱した状態になると思う。そんな不安な中で一番最初に誰を頼ればいいのか。当然凶悪事件であ

れば警察の捜査から始まるが、警察の捜査は事件解決が最優先のはずであろうから、そのために必要な情報を被害者から聴取しなければならず、被害者も捜査に協力する意思を持って事情聴取に応じる。しかし、警察は被害者の保護を第一使命としているとは私には思えない。各機関が作成している資料は、平時であれば分かりやすく作っていると思うが、本当にそんな凶悪事件の被害に遭った時に、とてもこれらを一から読んで、まず誰に相談したら良いのか等判断できる人はそうはいない。そこで、質問も含めた提案であるが、先ほどから国の法整備も伴って、犯罪被害者へのケアのシステムが行政、裁判所、弁護士会、検察庁、警察も含めてかなり充実してきたことは私も仕事から実感している。ただ、一番大切なことは、そういう境遇に立った人が、物凄く低いハードルで簡単にアクセスでき、一回ボタンを押したら、自分のホームドクターのようになってくれ、横の連携をとって、どこに協力を求めればいいのか考えてくれる人の存在で、被害者にとっては非常にニーズが高いと思う。自分でどこに相談すればよいかなど、被害者の立場で考えるのは難しい。パンフレットを拝見していると、弁護士会のパンフレットが時系列で書かれていて一番分かりやすい。たぶん発生当日から被害者宅に報道陣が来るが、その対応からして分からない人、困る人がかなりの程度で発生し得ることが考えられる。だから、こういった刑事事件の被害者の権利擁護というか支援のため、一番最初はここに相談してください、ここから先は自分がプロのネットワークを使って横で調整しますから、裁判所を含めて、被害者にとって良い環境を整えるように助けてあげますからというような場所を整備したらどうか。それが被害者のために良いのではないかと強く感じた。

- 確かに広報がどこまでできているのかだが、例えば検察庁、警察と弁護士会の支援グループとか、資料にあるNPO法人兵庫被害者支援センターがあり、弁護士以外のいろいろな臨床心理士等が心理的なサポートをしてくれる団体もある。兵庫県では関係機関の連携や協議は比較的されていると聞いている。相

談すればどこに行けば良いかアドバイスできる窓口作り，広報活動をきちんとすることは大切であると考えている。

◎ 被害者の特定事項に関して，法廷で自分の名前や勤務先が出たら嫌だと思われることもあるだろうから保護制度があるのだが，それに対してどんな意見を持っていらっしゃるか。

○ 最初に裁判所から説明があった中で，法整備の視点の中で私が一番気になったのは，「経済的被害の回復」についてであったが，皆さんの議論を聞いていると，経済的被害よりも身体的であったり，心理的な被害が問題とされている。今の時代ではIT等が大変普及しているのです，それに乗ってしまうと被害者側も加害者側もとてもオーバーに紹介されてしまい，裁判の問題より，世間の風潮が間違った方向へいくところに恐怖を感じている。その辺りも含めた法整備の部分も必要ではないかと感じた。

私は，被害者も加害者も精神的に抱えたものをどう支援をしていくということが，今後IT時代の中で大事であると思う。

○ 言われるように精神的な問題は非常に大きいと思う。確かに犯罪としては財産的被害が生じていないように見えても，精神的被害というのは非常に重大なものがあるであろう。誤解がないように説明するが，経済的被害の回復という法制度の観点というのは，決して金銭的な被害を回復させるだけのことではなく，精神的なダメージに対する金銭的な補償という観点も含まれている。今言われたケースであれば加害者（犯人）に対して損害賠償を被害者側から求めていく際に，お金は取られていないけれど精神的被害の賠償を求めるために，簡易，迅速に裁判手続を進める損害賠償命令という制度が設けられている。当庁でも被害者がそれを利用した手続が年間何件かある。

◎ 今までは刑事手続では，その人は犯人か，犯人なら処罰をどうするか考えられ，損害賠償等について被害者は別に民事の裁判で訴えを起こさなければいけなかった。今回の被害者保護制度の一つでは，刑事手続の中で和解や損害賠償

のしるを、簡易・迅速に救済を図るといふことも盛り込まれたことは、十分かどうかは議論があるが、一つの前進にもなっていると思う。

- いろいろな制度がたくさんあるが、制度は知っていなければ利用できず、ただ、自分が平常心でないと適切な制度を選べない。例えば制度の中に遮へいがあるといわれたが、大抵の人は一般の人に名前等も知られたくないはずであるので、被害者が要求しなければ利用できないのではなく、要求しなくても、個々の状況で判断してもらいアドバイスをしてもらえるシステムになっているのか。
- 検察官が被害者から事情聴取したという前提だが、被害者から遮へいやビデオリンクの申出がなくても、検察官が事情聴取の際の被害者の様子、事件の内容、それ以外に警察から受けた情報等により、この被害者が法廷で証言することになった時はビデオリンク、遮へい、付添い等の制度を利用した方がいいと検察官が判断できるはずなので、検察官がそう判断した場合は被害者から申出がなくても、当然に検察官から制度についての助言を思う。また、後日の回答でもいいとの対応をしているはずである。
- 神戸市では、外国人の人権やコミュニティーへの配慮、コミュニティーとの協働が非常に上手に進んできたと思う。ただ、いろいろな制度が変わる中、国は、社会保障や外国人登録など外国人に対する制度であっても、通知には日本語しか使わないとか、漢字に振り仮名をつけないような面があったりする。ここで一番聞きたいのは、被害者が外国人であって、言葉の障壁がある場合、その人は言葉の面でのサポートが一番必要だと思うが、それは国の制度としてあるのか。たくさんの制度を繋げていく相談員のような存在が制度として国に整備されているのか。もし、地方自治体の方でサポートがあるなら、どんな形でフォローできているのか伺いたい。
- 裁判所の制度としては、証人として来庁した被害者への言語的なサポートとしては、通訳人を裁判所が用意するが、法廷の場面でのみ通訳する。

- 検察庁としても、被害者が外国人で通訳が要る場合は当然に事情聴取する場合は通訳人を付けて事情聴取をする。通訳が必要な外国人に特化した制度は聞いていない。
- 被害者保護の制度があるということを説明する役割の人はいないのか。通訳人が全ての事を説明するのか。
- 先ほど説明した内容の事を検察官が通訳人に説明をして、通訳人がそれを外国人被害者、関係者に通訳する。
- 関係機関を紹介されても、その時に通訳人がいないと相談しにくい。
- 被害者が外国人の場合、どんな形で被害者を支援できるのかという問題については、今の話を聞いて気づいた。機会があれば、関係機関との協議会等の場で、問題提起したい。
- 被害者が外国人である場合の対応について、行政側でも、具体的にどんな言語対応するとかについては、おそらく個々の対応の中で通訳等のサポートを必要とする場面があれば、それも含めて相談段階から対応を考えていくことになると思う。先ほどから話にあった心理的相談の部分、面談相談の部分だとか、そういった初期対応の部分からどういうふうにしていくのかは、行政側もいろいろな機関と連絡会を設けて研究している。その中で、外国人への対応なども含めてよりきめ細やかな運営について研究し、実際の対応にも反映されていくべきだと思う。
- 注目を集める事件だとネットで色んな情報が氾濫する中で、少なくとも裁判所ではプライバシーを保護するとか証言しやすい環境を作るとかに力を入れていることが分かった。被害者保護制度とは違うものかもしれないが、結局被害者は罪を憎んで人を憎まずの心情ではないと思うが、被害者保護と言われたりする中で、全体として判決は被害者感情にある程度寄り添うような、裁量として加味するような、昔とは違う傾向に変わってきているのか。
- 刑事の裁判というのは、あくまでも検察官が公訴を提起した犯罪事実に対し

て有罪か無罪か、また適正な量刑を、公正中立な立場で適正な手続に則って判断するもので、これが刑事司法の根幹である。そこで考えるべきことは、証拠に基づいて犯罪事実を間違いなく被告人が行ったことを判断できるのかどうか、被告人が行った行為の悪質性、被告人が行った行為がいかにかに非難されるべきものかを客観的に評価して、それに見合った適正な分量の刑を定めるということにあるので、その根幹部分の中において被害者の感情については、事件がいかにかに悪質なもののか、いかにかに非難されることをしたのかということに適正に評価する中では被害者がどのようなダメージを受けているのかは非常に重要なことであり、そこでは当然被害者感情も考えに入れて評価すべきものだと思う。しかし、それは、その事件の被害を客観的に評価するためのものであって、今現在、被害者がどれほど被告人を憎んでいるかということとは少し次元が違う問題ではないかと思う。ただ、被害者の現在の感情も一般情状の中ではひとつの考慮要素であると位置付けられているが、考え方の根幹は先ほど話したことであると考えている。

- ◎ 今日は、刑事裁判における被害者の保護のためにどれだけの整備ができているか、更に工夫すべきところがあるかについて、皆さんに意見を伺った。刑事裁判の部分のみを取り上げ制度を説明したが、皆さんの意見を聞いていると、犯罪が発生した直後から最後まで、被害者は同じなのに、それぞれの役所はそれぞれに対応しているような印象を持たれたように思う。裁判所、検察庁、弁護士会、あるいは行政との連携もより必要になってくるのではないかと感じた。私達も引き続き勉強していこうと思う。

(9) 次回の議題

「広報活動について」を議題とすることとなった。

5 次回期日

平成28年7月20日（水）